

## 公募に係る過去の主な質問事項

番号	質問内容	回答
1	サービスを運営する事業者とは別の者が建物を所有する場合、施設整備費に係る補助は対象にはならないのか。	募集要項に記載のとおり、補助対象とはなりません。
2	「応募書類一覧」のうち資金関係に係る区分15及び16に「寄付」関係の資料があるが、市に寄付が必要ということか。	市への寄付は必要ありません。 対象サービス事業所の整備・運営に当たり、個人や団体等から寄付を受ける場合を想定しております。
3	完了時期について、応募した年度内に工事着工すれば、完成が募集要項に記載の完了時期より遅れても差し支えないか。	募集要項に記載の完了時期が原則となっております。 工事着工後に当初想定できなかった不測の事態が生じた際には、年度をまたぐ繰越での対応をすることはありますが、当初契約から繰越を見込んだ工事の工期設定は想定しておりません。
4	未整備圏域内の整備可能な土地が見つからない。宇都宮市内の別の土地で申請準備をしても問題ないか。	「募集圏域」における整備を優先としておりますが、それ以外の場所での申請も可能です。
5	募集要項に記載の「本市の手続きに準拠した入札及び契約等」について、それが確認ができる資料はどこで確認できるか。 また、公募申請の段階で設計業者に依頼する場合も入札が必要か。	整備事業者として選定された後の契約につきましては、本市の手続きに準拠していただくことになるため、選定された事業者へマニュアル等を送付させていただきます。 なお、設計業者の選定にあたっては、入札による方法等までは求めておりません。
6	建築確認申請における用途分類は何になるか。	用途等につきましては、都市計画課及び建築指導課等へご確認ください。 なお、募集要項にも記載のとおり、土地及び建築物等、計画全体に係る関係法令の遵守については、各関係課へご確認ください。各関係課につきましては、「別紙様式b」の「関係所管課等事前協議確認票」によりご確認ください。
7	応募書類は正本1部、副本9部で、副本はコピー可とのことだが、証明書類（登記事項証明書、公図等）についても同様と考えてよいか。	貴見のとおりです。
8	「老人保健福祉施設整備計画概要書」の中で、総事業費の欄があるが、入札時に誤差が生じた場合には、修正対応と考えてよいか。	計画概要書に記載する総事業費は、計画段階のものとなっております。入札により計画時の金額と変更が生じた場合であっても、再度計画概要書を提出いただく必要はございません。

